資料２－２

岩手県における新型コロナウイルス感染症
感染防止対策

１ 県民の皆様、来県された皆様へのお願い
２ 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い
３ 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い
４ 岩手県の対策

令和３年９月16日

岩手県

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

（１）感染が拡大している地域等との往来

　緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。
　また、緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域等との往来は慎重に判断するようお願いします。

緊急事態宣言区域　（19都道府県）

　北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県

まん延防止等重点措置区域（8県）

　宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

<u>直近1週間の新規患者数（対人口10万人）が、15人以上の地域※</u>

青森県、福井県、山梨県、奈良県、徳島県、高知県、佐賀県、大分県

<u>不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域※</u>

秋田県、山形県、富山県、長野県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、長崎県

※ 緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域を除く。（9月15日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、移動の際には、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。

【不要不急の往来に該当しない場合（例）】

- 会社の業務での出張（※ 医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張 など）
- 病院への通院
- 親などの介護
- 就職活動

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

（２）基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の徹底をお願いします。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- 適切な方法でマスクを着用する。
- ワクチン接種後もマスクを着用する。
- 近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。

※　重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、 慢性閉塞性肺疾患（ COPD ）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満 、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年6月版）」（厚生労働省）

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

・　やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後２週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。

・　密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。

・　会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。

※　それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続
例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も２週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

（１）事業所へのお願い

- 従業員の健康状態を記録する。
- 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

（2）飲食店・宿泊施設などへのお願い

- 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。
- 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。

２ 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

（３）学校へのお願い

（県立学校）

・　校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底する。

・　当面、部活動は、可能な限り短時間とし、県外の学校と行う練習試合等は、原則禁止とする。

・　文化祭等の学校行事は、地域の感染状況を踏まえ、学校長が慎重に判断の上、実施する。

・　公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学を実施する。

（市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校）

・　県立学校の取組に準じて対応する。

・　感染が確認された場合は、県と連携して感染拡大防止を徹底する。

２ 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

（４）医療機関へのお願い

・　発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

- 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださるようお願いします。

- 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いします。

4 岩手県の対策

- いわての食応援プロジェクト食事券販売の再開
- 事業者の支援
- 商工業団体等への感染対策の徹底の働きかけ
- 感染状況を踏まえた県主催イベントの再開
- 感染状況を踏まえた県施設の再開
- 医療提供体制の確保
- ワクチンの接種体制の強化　等